

議会運営委員会 会議録（要旨）

○ 開催年月日 平成 30 年 11 月 27 日（火）

午後 1 時 00 分 開会

午後 1 時 24 分 閉会

○ 場 所 第 3 常任委員会室

○ 出席委員（9名）

委員長	伊波一男
委員	知念秀明
委員	知名康司
委員	桃原朗
委員	桃原功

副委員長	濱元朝晴
委員	伊佐哲雄
委員	呉屋等
委員	岸本一徳

議長	上地安之
----	------

○ 欠席委員（1名）

委員	山城康弘
----	------

○ 委員外議員（2名）

議員	屋良千枝美
----	-------

議員	宮城力
----	-----

○ 説明員（0名）

○ 議会事務局職員出席者（4名）

局長	東川上芳光
議事係長	中村誠

課長	多和田眞満
担当主査	大城拓也

○ 協議案件

1. 第 418 回臨時会の運営について
2. 第 419 回定例会の運営について
3. その他について（県民投票条例に反対する意見書の提案について）

議会運営委員会（要旨）

平成 30 年 11 月 27 日（火）

○伊波一男 委員長 ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

（開会時刻 午後 1 時 00 分）

【協議事項】

第 418 回臨時会の運営について

○伊波一男 委員長 第 418 回臨時会に上程される案件は、補正予算 3 件、条例 2 件、の合計 5 件となっている。審議に当たっては、従来どおり委員会付託を省略して進めてよいか。

（異議なし）

○伊波一男 委員長 委員会付託を省略して進めてまいりたい。臨時会の会期は 11 月 28 日の 1 日間でよいか。

（異議なし）

【協議結果】

第 418 回臨時会は 11 月 28 日の 1 日間とすることとし、審議においては、委員会付託を省略して進めることと決定した。

【協議事項】

第 419 回定例会の運営について

○伊波一男 委員長 第 419 回定例会に上程される案件は、補正予算 7 件、条例 3 件、契約 1 件、その他 1 件の合計 12 件となっている。

まず「一般質問の時間制限」については、従来どおり答弁を含めないで 1 人 30 分以内とすることでよいか。

（異議なし）

○伊波一男 委員長 次に「通告締切日時」については、11 月 29 日（木）の午後 5 時までとすることでよいか。

（異議なし）

○伊波一男 委員長 次に「陳情書等の取り扱い」について、請願が 1 件、陳情が 1 件

提出されており、1件ごとに協議してまいりたい。

まず「比屋良川公園整備事業の変更及び事業拡大実施に関する陳情」の取り扱いを協議していただきたい。

(「上程」という者あり) (異議なし)

○伊波一男 委員長 本件については「本会議へ上程」とすることに決定する。

次に「委員会への付託案件」について、付託先については、従来どおり議長に一任することとしてよいか。

(異議なし)

○伊波一男 委員長 次に「会期の決定」について、会期予定表(案)においては委員会活動が2日間となっている。その件について事務局より説明をいただきたい。

○議会事務局 通常、委員会は3日間となっているが、今定例会に提出される議案12件は、総務3件、経済建設4件、福祉教育4件となっており、当該件数を踏まえ2日間の審査日程で可能ではないかとのことで提案している。

○伊波一男 委員長 事務局の提案どおり進めることとしてよいか。

(異議なし)

○伊波一男 委員長 各会派の一般質問予定人数について報告をいただきたい。

(各会派からの質問予定者の報告、質問者数24名)

○伊波一男 委員長 一般質問予定人数は24名であり、一般質問は6日間としたい。会期については12月4日から20日までの17日間とする。

次に「早期採決」について、市当局からは議案第68号、72号の2件について、12月14日(金)までに採決いただきたいとの依頼があり、14日の冒頭で中間表決することによいか。

(異議なし)

【協議結果】

第419回定例会の運営について、以下のとおり決定(全会一致)した。

- ① 一般質問の時間制限：答弁を含めないで1人30分以内
 - ② 陳情書等の取り扱い：全1件(上程1件)
 - ③ 委員会付託省略案件：なし
 - ④ 会期：12月4日から12月20日までの17日間(別紙のとおり)
 - ⑤ 中間表決：12月14日(議案第68号、72号)
-

【協議事項】

その他について（県民投票条例に反対する意見書の提案について）

- 伊波一男 委員長 その他について、何かあるか。
- 呉屋等 委員 今定例会で意見書を提案したく資料を配付してよいか。
(異議なし。資料配付の上、読み上げて説明する。)
- 伊波一男 委員長 本件について各委員の意見を伺いたい。
- 桃原功 委員 普天間基地の危険性は十分に認識しているが、今回の県民投票条例はあくまで辺野古への基地建設の賛否を問うものであり、普天間基地の危険性除去を問うことは的外れではないか。憲法で保障された住民投票を速やかに実施していくことが住民の声を聞くチャンスだと考える。よって本意見書に疑義を唱えるものである。
- 上地安之 議長 本意見書を議運で取り扱うか否かを確認すべきではないか。
- 桃原功 委員 議運においては全会一致の原則があり、1人でも異議があれば取り扱わないものと認識している。
- 伊波一男 委員長 改めて桃原委員の考え方を確認したい。
- 桃原功 委員 当該意見書は県民投票条例になじまないため反対である。
- 伊波一男 委員長 ただいま桃原委員より反対の意見があったため、議会運営委員会では取り扱わないということでよいか。
(異議なし)
- 呉屋等 委員 ただいま議運では取り扱わないことに決まったので、12月4日の本会議冒頭にて議員提案してまいりたい。

【協議結果】

本意見書については議会運営委員会では取り扱わないこととし、12月4日の本会議冒頭に議員提案することとする。

-
- 伊波一男 委員長 本日の委員会を閉会いたします。 閉会時刻（午後1時24分）